

新たに生まれたお子さんに、合計**30万円**を支給!

～ 利根町出産祝金支給事業がはじまりました ～

出産祝金 のご案内



町では、子どもの誕生を祝福するとともに、
その子育てを行う養育者の経済的負担の軽減を図るため、
出産祝金を支給いたします。



対象となる子

令和8年4月1日から
令和18年3月31日までの間に
出生した子



対象となる方

- ・子が出生した日の3か月以上前から
利根町に住民票があること。
- ・子を監護し、かつ、
生計を同一にしていること。



支給額

対象となる子1人につき

≡ **20万円** ≡

- ・出産祝金支給事業から
生まれた年：10万円
翌年：10万円
(2か年の分割支給)

+

- ・妊婦のための支援給付交付金から
1人につき10万円
妊娠届出後：5万円
出生届出後：5万円



次のような場合、対象となりません。

- ・町民税、国民健康保険税、介護保険料、保育所の保育料、
児童クラブ費及び上下水道使用料の滞納がある方は祝金を支給できません。
(対象者及び支給対象者と生計を同一にする世帯全員の滞納状況を確認します)
- ・対象となる子を養育していない方



申請及び届出

申請期限

出生した日の
翌日から

50日以内に
申請してください。



受付時に持参するもの

- ・通帳等の写し
(口座名義の氏名・
口座番号がわかるもの)



※口座名義は、申請者と、
同一のものになります。



申請窓口

- ・時間
午前8時30分～
午後5時15分
(土曜日、日曜日、祝日、
年末年始は除く)
- ・場所
役場子育て支援課



注意事項

- ・現況届の提出について
2年目の10月に現況届を
提出する必要があります。
※現況届の確認ができない場合、
2回目の祝金支給を停止させて
いただきます。



お問い合わせ先

利根町役場 子育て支援課 窓68-2211(内線144)
詳しくは利根町役場の公式HPをご参照ください。

〒300-1696
茨城県北相馬郡利根町市川841-1
利根町役場1階